

枚方市「非常勤職員」一時金・退職金返還住民訴訟 大阪高裁判決における弁護団見解

1 平成22年9月17日、大阪高等裁判所第14民事部（三浦潤、比嘉一美、井上博喜）は、枚方市「非常勤職員」一時金・退職金返還住民訴訟について、1審大阪地裁の判決を取消し、原告住民の請求を全面的に棄却する逆転判決を下した。

大阪高裁判決は、「官製ワーキングプア」と称されるように差別された劣悪な労働条件におかれている自治体の非常勤職員に対し、一時金や退職金を支給することが適法であり、その旨を規定した枚方市職員給与条例の規定も給与条例主義に反するところはないと判示した。均等待遇と格差是正を求める多くの市民の声に真摯に応えるものであって高く評価できる。

2 事案の概要

枚方市は、給与条例に基づいて、「一般職非常勤」と称される職員らに対して、夏期及び冬期の各一時金や退職時の退職金を支給してきた。これら一時金・退職金の支給が地方自治法等に違反する違法な公金支出にあたるとして、平成15年度及び平成16年度に「一般職非常勤職員ら」に支給された一時金・退職金を当時の市長らに賠償させることを求めるとともに、支給を受けた「一般職非常勤職員」らのべ988名に対して一時金・退職金を市に返還させることを求めた住民訴訟である。

なお、本件住民訴訟を提起した原告は、前回2007年の枚方市議選に立候補して落選した者である。

3 大阪高裁判決の評価

平成22年度の労働経済白書で、「非正規雇用の増加により、平均賃金が低下するとともに、相対的に年収の低い層の増加が、雇用者の賃金格差拡大の要因となった。このような平均賃金の低下や格差の拡大により、所得、消費の成長力が損なわれ、内需停滞の一因になった」と分析されているように、正規雇用と非正規雇用の賃金格差の問題がクローズアップされている。

地方自治体においても、いまや非正規職員が全職員の3分の1を超え、なかには職員の過半数が非正規職員で占められている自治体もあるといわれている。これら非正規職員の賃金は正規職員の半分にも満たない水準にとどまっており、「官製ワーキングプア」との世論の批判も高まっている。地方自治体がこのように非正規職員を増加させてきた背景には、地自法が常勤の職員の定数を定めておりこの定数を上回って常勤の職員（正規職員）を配置することができないことや、正規職員の半分未満といわれる低い賃金水準の非正規職員を活用することで安易に人件費を抑制しようとしてきたからである。今回の大阪高裁判決は、このような自治体内部で進行している格差と貧困の拡大に大きく警鐘を鳴らすものであり、全国すべての地方自治体はこれまで安易に低賃金で不安定な地位にある非正規職員を増大させてきたことについて真摯に反省するべきである。

枚方市においては、枚方市職員労働組合を中心として、長年にわたって非正規職員の待

遇改善に向けた取り組みが行われてきた。本件で問題とされた枚方市職員給与条例は、このような労働組合の取り組みを背景として、均等待遇の実現へ一歩でも近づけるために「一般職非常勤職員」らに対しても一時金・退職金を支給するよう明記して平成13年に改正されたものであった。今回の大阪高裁判決は、長年にわたって均等待遇の実現に向けて取り組んできた労働組合の運動を正当に評価したものといえ、同じく全国で均等待遇の実現を目指して闘っている多くの労働組合の仲間に大きな勇気を与えるものである。

さらに、大阪高裁判決は、自治体によって任用されて、職務に従事してその対価として支給された給与については、任用手続が公序良俗に反するとか重大かつ明白な瑕疵が存するなどの特段の事情のない限り職員はこれを不当利得として返還すべき義務を負わないとあえて判示した。近時、「公務員バッシング」とも評されるように、一部の地方議員や一部の「市民オンブズマン」の中には、あたかも公務員の給与を引き下げることそれ自体が自己目的化しているようなきらいもあり、個々の公務員らにとっては給与は職務に従事した対価としてその生計の資本となっているということがややもすれば看過されがちである。このようないわば「引下げデモクラシー」が現代社会の格差と貧困を助長させる一因となっていることを忘れてはならない。

今なお、全国で30万人とも40万人ともいわれる自治体の非正規職員は、正規職員の半分以下の劣悪な労働条件を余儀なくされている。「常勤の職員」以外への一時金・退職金の支給を禁じている地方自治法の規定を根拠として、多くの自治体では非正規職員には一時金も退職金も支給していない。しかし、今回の大阪高裁判決は、非正規職員であってもその勤務実態によっては一時金・退職金が支給されて然るべきことを明らかにしたのであり、しかも、その支給について条例で明記すべき基準についても明らかにしたのであるから、すべての地方自治体・地方議会は、すみやかに枚方市職員給与条例の規定を参考にして、均等待遇へ一歩でも近づくための条例改正を行うべきである。

(弁護団は、豊川義明、城塚健之、河村学、中西基)